

北しりべし廃棄物処理広域連合議会事務局条例

制 定 平成14年 6月27日条例第 6号

第1条 北しりべし廃棄物処理広域連合（以下「広域連合」という。）議会事務局（以下「事務局」という。）の設置等については、法令に規定するものの外、この条例の定めるところによる。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、広域連合議会に事務局を置く。

第3条 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

第4条 事務局の事務分掌等については、議長が別にこれを定める。

第5条 この条例施行について必要な事項は、議長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。